

# 医科点数表等に規程する回数を超えて受けた診療について

以下の各疾患別に規定されている、算定上限日数は、厚生労働省が定める疾病・状態に該当しない場合、保険診療では、月13単位までしかリハビリテーションを行うことができません。ただし、患者さんの要望があり以下の要件を満たせば規定する回数を超過しても選定療養（自費）としてリハビリテーションを行うことができます。

## 【費用】

心大血管疾患リハビリテーション料（I）	1単位	2,255円
脳血管疾患等リハビリテーション料（I）	1単位	2,695円
廐用症候群リハビリテーション料（I）	1単位	1,980円
運動器リハビリテーション料（I）	1単位	2,035円
呼吸器リハビリテーション料（I）	1単位	1,925円

以下の検査は保険診療として回数が定められていますが、患者さんの要望があり以下の要件を満たせば規定する回数を超過しても選定療養（自費）として検査を行うことができます。

## 【費用】

α-フェトプロテイン (AFP)	1,078円
癌胎児性抗原 (CEA)	1単位 1,089円